

熊谷ブランド「晴れまち」認定基準

熊谷ブランド「晴れまち」認定制度実施要綱第5条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

1 基本的な視点（総合性）

- （1） 認定品は、消費者が産地である熊谷市を連想することができ、かつその販売促進活動を通じて熊谷市の知名度向上につながるものであるか。
- （2） 認定品は、生産、製造等の過程や背景において、認定事業者の熱い思いがあり、その思いが市のイメージ向上につながる物語性を有するものであるか。

2 熊谷らしさに関する視点（関連性）

- （1） 熊谷市の普遍的な価値である自然の恵み（肥沃な大地、水の恵み、太陽の恵み等）を十分に活用して生産・製造しているか。
- （2） 熊谷市で生まれた素材や資材を活用しているか。
- （3） 熊谷市で培われた伝統技術や調理法が活用されているか。

3 品質の維持・向上に関する視点（継続性・信頼性）

- （1） 継続して生産又は製造されている実績があるか。
- （2） 法令遵守、品質管理の面など消費者の信頼性を確保する取組があるか。
- （3） 品質の高さを保証する客観的な事実（受賞歴等）があるか。

4 特徴・個性に関する視点（優位性）

- （1） 他の類似品等と比較して特徴（価値）や機能面で優位性があるか。
- （2） 食味、風味、品質等が優れているか。また、パッケージや包装紙などがブランド認定にふさわしいか。
- （3） 魅力あるデザインやネーミングにより、他の類似品等と差別化する工夫が認められるか。
- （4） 消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴があるか。
- （5） 知的財産権の取得によって保護が図られているか。

5 認定後の広報活動に関する視点（広報計画）

- （1） 認定された場合の流通・販売計画を持っているか。（出荷販売、認定マークの小売段階までの表示方法等。）

- (2) 消費者に対して広報宣伝活動を行い、熊谷市のイメージ向上につながる取組又は計画があるか。
- (3) 話題性のある事業を展開し、熊谷市に関する情報発信に寄与する取組または計画があるか。